

# 青森県報

第百二十二号

令和二年  
二月十九日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

○青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定……………  
男女共同参画課……………一

○特定行為業務の登録……………  
高年齢福祉保険課……………一

○漁業の許可等の申請期間……………  
水産振興課……………二

### 公 告

○大規模小売店舗の変更の届出……………  
商工政策課……………二

○右 同……………  
同……………三

○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………  
同……………四

○右 同……………  
同……………四

### 選挙管理委員会

○政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………  
事務局……………五

○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………  
同……………五

○政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………  
同……………五

○政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出……………  
同……………六

## 告 示

### 青森県告示第百四号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条

第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

令和二年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者(製作者)名	該当条項
二三九	書籍	実話ナックルズGOLD ISBN九七八一四一八一三〇一 二八二四一六	株式会社大洋 図書	第十二条第一 項第一号
三三〇		DIAコレクション 新春芸能界 お宝マシマシ ハブニング伝説 ISBN九七八一四一八〇二三一 〇六三六二	株式会社ダイ アプレス	
三三九		ハニイロマンス 雑誌一七四六九一〇三 三月号	株式会社宙出 版	
三三九		アリエナイ理科ノ大事典Ⅱ ISBN九七八一四一八六六七三 一〇九三一六	株式会社三才 ブックス	第十二条第一 項第二号

### 青森県告示第百五号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は 名称	住所	事業所 名称	所在地	業務開始 年月日	備考
〇三〇〇一 二七六	令和 二・二七	株式会社 あうら	青森市幸 畑二丁目 六の一〇	シニア ガーデン 類家	八戸市類 家五丁目 三三の二	令和 二・二七	住宅型有 料老人 ホーム

青森県告示第百六号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船及び網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和二年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和二年四月一日から同月十四日まで

備考

- 一 漁業種類 手繰第二種漁業のうち、いざぎひき網漁業
- 二 操業区域 東共第八号、第十号、第十二号、第十四号の各共同漁業権漁場の区域のうち漁業権者の同意のあった共同漁業権漁場の区域及びその沖合海域
- 三 操業期間 令和二年五月一日から同年八月三十一日まで
- 四 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 八十四隻

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベニモール五所川原

五所川原市大字唐笠柳字藤巻六六一の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦 勝重

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前

紅屋商事株式会社  
青森市新町二丁目五の八  
代表取締役 秦 勝重

変更後

株式会社ドン・キホーテ  
東京都目黒区青葉台二丁目一九の  
一〇  
代表取締役 吉田 直樹

変更  
年月日

未定

株式会社しまむら  
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九の四  
代表取締役 北島 常好

変更なし

四 届出年月日

令和二年一月三十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所

2 期間

令和二年二月十九日から同年六月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ



青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所

2 期間

令和二年二月十九日から同年六月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和二年六月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
  - (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (三) 意見及びその理由
- 4 言語
- 意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

令和二年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

生活協同組合コープあおもりいけ店

八戸市南類家三丁目一の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

生活協同組合コープあおもり

青森市柳川二丁目四の二二

理事長 小池 伸二

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和二年二月十九日から同年三月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

令和二年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMホームマック類家店

八戸市南類家三丁目七の一七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

生活協同組合コープあおもり

青森市柳川二丁目四の二二

理事長 小池 伸二

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和二年二月十九日から同年三月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

### 選挙管理委員会

#### 青森県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和二年二月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
澁谷正行後援会	齋藤 秀光	澁谷 勝行	北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字掛元六四の二	令和二年二月十六日
中嶋めぐみ後援会	原 芳雄	佐藤 ちえ子	東津軽郡今別町大字今別字中沢一八八	令和二年二月二十日
平館地区山崎ゆいこ後援会	北田 嘉弘	木村 暢達	東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸湯の沢二〇二の四	令和二年二月二十四日
川崎七洋後援会	川崎 良巳	川崎 由希子	三戸郡五戸町字下モ沢向八の一	令和二年二月二十五日

#### 青森県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和二年二月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異動年月日
一戸千代久後援会 (北川 康一)	会計責任者	一戸 みとり	一戸 勉	平成三十三年三月二日
高橋修一後援会青 年部 (森 直樹)	代表者	森 直樹	岡村 恒一	令和三年三月一日
木村良博後援会 (葛西 範正)	代表者	葛西 範正	鳴海 忍	令和二年二月二十日
三浦ひろし後援会 (橋本 英文)	代表者	橋本 英文	鈴木 悦朗	令和二年二月二十日
寺田幸光後援会 (高橋 長)	代表者	高橋 長	杉野森 照道	令和二年二月二十三日

#### 青森県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年二月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
澤田道憲後援会	笹森 昭子	平成三・二・〇〇
新しい青森県政を作る会	大竹 進	令和元・三・二七
佐原若子さんを応援する会	佐原 若子	元・三・二七
一戸千代久後援会	北川 康一	元・一〇・二一
蛭名猛後援会	青山 昭世	元・三・三三
蛭沢達也後援会	白石 安敏	元・三・三三
塚本悦子後援会	山中 教義	元・三・三三
山口菊男後援会	佐藤 哲也	元・三・三三
川崎七洋後援会	川崎 良巳	元・三・三三
大沢博後援会	大沢 寿男	元・三・三三
くどう博利後援会	中林 一	二・一・二九
福士寛美後援会	新谷 武一	元・三・三〇
福士幸雄後援会	村岡 嘉夫	元・三・三三
米澤勝義後援会	三浦 一利	元・三・三三

青森県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規

定により告示する。

令和二年二月十九日

青森県選挙管理委員会委員長

柿崎 光 顯

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
佐原 若子	佐原若子さんを応援する会	令和元・三・二七

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円七十三銭